



立川市会計年度任用職員
(月額報酬制)
採用試験募集案内

《令和6年5月採用》

生活保護面接相談員

立川市生活福祉課
令和6年4月

立川市会計年度任用職員（月額報酬制）採用試験募集案内

身分	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員
職種	生活保護面接相談員
仕事の内容	生活保護の相談、申請に関する業務、窓口・電話対応など
応募要件	ワード、エクセル等のパソコンの基本操作ができる方で、下記いずれかに該当する方 ① 生活保護ケースワーカー業務に従事した経験が 3 年以上ある方 ② 社会福祉士等の資格を有し、社会福祉施設等で相談業務の経験が一定以上あること（詳しくはご相談ください）
採用人数	1 名
任用期間	令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで ※ 任用開始日については状況によって相談可 ※ 最初の 1 ヶ月は条件付採用となります。 ※ 翌年度に同一の職がある場合は、人事評価による勤務成績などを踏まえて、公募によらない再度の任用が可能です（連続 4 回かつ任用年度末時点で満 64 歳まで）。 ※ 再度任用の上限到達後においても、その後の採用試験に合格すれば改めて採用されることが可能です。
勤務場所	立川市役所（立川市泉町 1156 番地の 9）
勤務日・勤務時間	週 5 日（原則として月曜日から金曜日） 8 時 30 分～17 時（休憩 1 時間） 時間外勤務：原則なし（やむを得ず従事した場合は、勤務の振替をします。）
休日・休暇等	【休日】 土曜・日曜・祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日） 【有給の休暇】 年次有給休暇（※）、病気休暇、公民権行使等休暇、ドナー休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産介護休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、短期の介護休暇、事故休暇 【無給の休暇・休業】 介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※年次有給休暇の付与日数は採用日により変動します。
報酬・手当	報酬月額 240,100 円 ※ 規定により、別途通勤費を支給します。 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給します。

社 会 保 険	<p>健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険</p> <p>※ 災害補償については、労働災害補償又は公務災害補償を適用します。</p>
選 考 方 法	<p>・ 1次試験：書類選考（履歴書及び職務経歴書）</p> <p>※ 一次試験の不合格者には郵送にて速やかに通知します。</p> <p>・ 2次試験：面接試験</p> <p>※ 一次試験の合格者には電話にて連絡します。</p>
面 接 日 程 等	<p>日程：令和6年4月8日（月）以降、随時行います。</p> <p>場所：立川市役所</p> <p>※ 日程・時間については、一次試験の合格者にお電話でご連絡し、調整します。</p>
応 募 方 法	<p>【提出書類】</p> <p>① 履歴書：市販の履歴書（写真貼付）</p> <p>② 職務経歴書：形式不問</p> <p>③ 資格証明書（写し）</p> <p>④ 返信用封筒：長形3号（120mm×235mm）の封筒に自己宛の住所・宛名を記入して84円切手を貼付（選考結果通知用）</p> <p>【郵送申込】</p> <p>① 郵送先</p> <p>〒190-8666（住所記載不要）</p> <p>立川市生活福祉課 面接相談員採用担当宛</p> <p>※必ず簡易書留で送付してください。簡易書留によらない事故については、責任を負いません。</p> <p>【持参申込】</p> <p>① 受付時間</p> <p>平日の9時～17時</p> <p>② 受付場所</p> <p>立川市役所生活福祉課窓口（1階15番窓口）</p>
そ の 他	<p>✓ 試験結果については、可否に関わらず全員に通知します。ただし、辞退の場合は省略させていただきます。</p> <p>✓ 試験に関する提出書類は、一切お返しできません。</p> <p>✓ 申込書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。</p> <p>✓ 営利企業への従事等については、職務専念義務に支障を来すような長時間労働や信用失墜行為に抵触し得る兼業（業務と利害関係のある場合等）は行わないことを前提とします。</p> <p>✓ 災害が発生した場合、職務実態に応じて災害対応の職務を行って</p>

	いただくことがあります。
お問い合わせ	平日の9時～17時（12時～13時は除く） 生活福祉課面接係・庶務係 担当：杉山・藤野 電話 042-523-2111 内線 1578・1550

【注1】 次の各号の一つに該当する方は受験できません。

（地方公務員法第16条の欠格条項）

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 立川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【注2】 地方公務員法上の服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止等）が適用され、一定の義務違反に対しては懲戒処分の対象となります。

【注3】 勤務条件は応募開始時点の予定であり、改定があった場合はその定めるところによります。